

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」

「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されたことを知っていますか?

① 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」(平成28年4月1日施行)

Q1 この法律ができるのはどうしてかな?

A1 障害を理由とする差別を社会からなくし、障害者の自立や社会参加をより進めていくためだよ。

Q2 どんなことが書いてあるのかな?

A2 ①不当な差別的取扱いを禁止し、②合理的配慮の提供を求めていることなどが書いてあるよ。

①不当な差別的取扱いとは、障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として差別すること。
例)受付の対応を拒否する・保護者や介助者が一緒にいないとお店に入れない等
②合理的配慮の提供とは、障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること。
例)意思を伝え合うために、筆談や読み上げを行ったり、絵や写真のカード、タブレット端末を使ったりする
・段差がある場合に、スロープを使って補助する等

Q3 何をめざしているのかな?

A3 障害のある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながら、共に生きる社会をつくることだよ。共に暮らせる社会は、とても大切なことだよね。

② 「部落差別の解消の推進に関する法律」(平成28年12月16日施行)

Q4 改めて法律ができるのはどうしてかな?

A4 みんなの長年の取り組みで、同和問題は解決に向かっているものの、未だに差別があるからだよ。全国的に見ても、インターネット上で差別を助長するような書き込み等も発生しているよ。

Q5 どんなことが書いてあるのかな?

A5 部落差別は許されないという認識のもと、これをなくすため、国及び地方公共団体は、相談体制の充実や、教育及び啓発の推進に努めることなどが書いてあるよ。

Q6 何をめざしているのかな?

A6 部落差別のない豊かで明るい社会を実現することだよ。日常から、私たち一人一人が差別は許されないという認識を深め、正しく判断して行動することが大切だね。



法律がなぜできたのかを、まず一人一人がしっかりと理解し、「偏見や差別のない社会」、「だれもが暮らしやすい社会」の実現に向けて、みんなで力を合わせていきましょう!

和歌山県教育委員会人権教育推進室 検索

スポーツで地域を元気に!

住民の住民による住民のための「総合型地域スポーツクラブ」をめざして



第13回 安原スポーツクラブ

安原スポーツクラブは、子供の健全育成、地域のコミュニティづくり、健康づくりを理念に平成21年に設立しました。現在、会員数は約150名、子供向けのサッカー、ショートテニス、アスレチック、ファンクジャズダンス、日本拳法、スポーツ鬼ごっこ、大人向けのヨガ、フラダンス、リズム体操の全9教室を安原小学校や東

部コミュニティセンターなどで行っています。

最近では、安原小学校区「子どもセンター事業」と連携を図り、スポーツ鬼ごっここの普及活動に力を入れています。また、年に1回、安原スポーツフェスティバルを開催するなど、教室の垣根を超えたコミュニティづくりにも取り組んでいます。

週に1日は休養日を設定

~『和歌山県中学校運動部活動指針』を作成~



運動部活動は、子供たちがスポーツに親しむことを通じて、学習意欲の向上や責任感、連帯感を育むとともに、子供たちの心身にわたる成長と豊かな学校生活の実現に大きな役割を果たしています。

一方、その運営については、少子化による生徒数の減少やそれに伴う教員数の減少、また、長時間の練習など、課題が指摘されています。

このような中、県教育委員会では、国の動きを踏まえ、各中学校において運動部活動が適正に行われるとともに、運営や指導方法のより一層の向上を図り、運動部活動が充実・発展することを願い、運動部活動を行うに際して注意してほしい基本的な事項や留意点等をまとめた『和歌山県中学校運動部活動指針』を作成しました。

『和歌山県中学校運動部活動指針』(抜粋)

○ 1週間の内、1日は休養日を設定(原則、土・日)

○ 練習は原則、平日2時間程度、休日4時間まで

○ 体罰・不祥事等の防止

○ 生徒のバランスのとれた生活・成長を確保

○ 技能の向上とともに、楽しさを実感させる工夫

今後、この指針に基づき、家庭や地域の理解と協力を得ながら、市町村教育委員会や中学校体育連盟と一緒に、より多くの生徒に感動と夢を与える運動部活動の推進に取り組みます。

なお、指針は、和歌山県教育委員会(健康体育課)のホームページに掲載しています。

学校給食における「わかやまジビエ」の活用推進



和歌山県には、海の恵み、山の恵みなど、たくさんの自然の恵みがあります。これらの素晴らしい恵みを子供たちが味わうことを通じて、ふるさとを大切にする態度の育成をめざしています。また、県では、田畠を荒し、農作物に大きな被害を及ぼしているイノシシやシカを捕獲し、「わかやまジビエ」として利活用する取り組みを行っています。

学校給食に「わかやまジビエ」を活用することは、子供たちが地域の自然環境について理解を深め、命の大切さを学ぶ機会になると考えています。

*「わかやまジビエ」とは、県内で捕獲され、食品営業許可を得た施設で加工されたイノシシ肉及びシカ肉のことです。



平成29年2月2日(木)、学校における食育推進研修会及び学校給食で活用できるジビエ料理の試食会を開催しました。安全・安心な「わかやまジビエ」への理解促進を図っています。

きのくに教育賞受賞者の紹介

平成18年度から、特に優れた教育実践を行い成果を上げている教職員及び団体を「きのくに教育賞」として表彰しています。

表彰を受けた教職員及び団体は、教員研修の講師を行うなど、教育実践の成果をより多くの学校や教職員に広めていただいている。

これからもより一層の活躍を期待しています。

*「きのくに教育の匠」は、「きのくに教育賞」受賞者のうち、特に継続的な実践で成果を上げ、かつ、他の教員の指導力向上に寄与できる者に対して与えられる称号です。

部 門	氏名・団体名	所 属	同時受賞
幼 稚 園	浦 美幸	九度山町立九度山幼稚園 教諭	きのくに教育の匠
小 学 校	小林 和歌	和歌山市立雜賀小学校 教諭	
小 学 校	北村 美紀	橋本市立応其小学校 教諭	
小 学 校	井筒 寿美	海南市立大野小学校 教諭	
小 学 校	中野 美和子	美浜町立松原小学校 教諭	
小 学 校	坪野 泉	串本町立串本小学校 教諭	きのくに教育の匠
中 学 校	柏木 一見	御坊市立御坊中学校 教諭	
中 学 校	前田 活代子	上富田町立上富田中学校 教諭	きのくに教育の匠
中 学 校	中山 拓	向陽中学校 教諭	
高等學校・特別支援学校	田中 克介	向陽高等学校 教諭	
高等學校・特別支援学校	岸田 壮平	海南高等学校 教諭	
高等學校・特別支援学校	那須 正樹	神島高等学校 教諭	
高等學校・特別支援学校	新家 浩俊	和歌山ろう学校 教諭	きのくに教育の匠
高等學校・特別支援学校	金川 真理子	たしばな支援学校 教諭	
団 体	有田市立保田小学校		
団 体	熊野高等学校		